

広島県病院事業管理規程第四号

広島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十八日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員人事評価実施規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員人事評価実施規程（平成二十八年広島県病院事業管理規程第四号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(人事評価の実施)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員（ただし、定年前再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び短時間勤務会計年度任用職員は除く。）</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(人事評価の実施)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 非常勤職員（ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は除く。）</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(短時間勤務会計年度任用職員に係る人事評価)</p> <p>第五条 短時間勤務会計年度任用職員の人事評価の実施については、広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程（令和二年広島県訓令第二号。以下「短時間勤務会計年度任用職員実施規程」という。）の適用を受ける者の例による。ただし、取組状況評価はこれを実施しない。</p>	<p>(短時間勤務会計年度任用職員に係る人事評価)</p> <p>第五条 短時間勤務会計年度任用職員の人事評価の実施については、広島県短時間勤務会計年度任用職員人事評価実施規程（令和二年広島県訓令第二号。以下「短時間勤務会計年度任用職員実施規程」という。）の適用を受ける者の例による。この場合において、短時間勤務会計年度任用職員実施規程第六条第四項中「総務局人事課長（以下「人事課長」という。）」とあるのは「病院事業局立病院課長」と、第七条及び第八条第一項中「人事課長」とあるのは「病院事業局立病院課長」と、同項中「総務局長」とあるのは「管理者」と、第十条中「知事」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。</p>
<p>21 前項の場合において、短時間勤務会計年度任用職員実施規程第七条第五項中「シート又は取組状況評価票（以下「シート等」という。）」とあるのは「シート」と、「シート等を総務局人事課長（以下「人事課長」という。）」とあるのは「シートを病院事業局立病院課長」と、第八条及び第九条第一項中「人事課長」とあるのは「病院事業局立病院課長」と、第八条、第九条、第十条及び第十一条第二項中「シート等」とあるのは「シート」と、第九条第一項中「総務局長」とあるのは「管理者」と、第十一条第一項中「知事」とあるのは「管理者」と、同条第二項中「総務局人事課」とあるのは「病院事業局立病院</p>	

院課」と読み替えるものとする。

別表第三(第二条関係)

備考 (略)	県立 広島 病院		区分	被評価者	一次評 価者	二次評 価者
	医療職 給料表 (二) の適用 を受け る者		(略)	薬剤科 部長又 は医療 技術部 長	(略)	(略)
	(略)		(略)	副技師 長、医 療技術 専門員、 主任又 は技師	技師長 (被評 価者が 医療技 術部の 医療技 術専門 員又は 主任で ある場 合は、 医療技 術部長	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

別表第三(第二条関係)

備考 (略)	県立 広島 病院		区分	被評価者	一次評 価者	二次評 価者
	医療職 給料表 (二) の適用 を受け る者		(略)	薬剤科 部長	(略)	(略)
	(略)		(略)	副技師 長、医 療技術 専門員、 主任又 は技師	技師長	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四(第二条関係)

備考 (略)	県立 広島 病院		区分	被評価者	確認者
	医療職 給料表 (二) の適用 を受け る者		(略)	医療技術専門員 主任又は技師	主任部 長(被 評価者 が医療 技術部 の医療 技術專 門員又 は主任 である 場合は、 院長)
	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)

別表第四(第二条関係)

備考 (略)	県立 広島 病院		区分	被評価者	確認者
	医療職 給料表 (二) の適用 を受け る者		(略)	医療技術専門員 主任又は技師	主任部 長
	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	(略)

備考
()
(略)

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

備考
()
(略)